

**米国子会社を通じて行った海外でのレポ取引に
対する課税を違法と判断した判決が最高裁で確定**

今月のニュースレターでは、本邦銀行の米国子会社により行われたいわゆるレポ取引に関し、その取引から生じる差益が、所得税法 161 条 6 号の規定する「貸付金(これに準ずるものを含む。)」の「利子」に当たり、源泉徴収税の対象となるかについて課税庁との間で争われ、提訴から約 3 年半を経て、最高裁判所において納税者勝訴の判決が確定した事案を紹介し、東京地判平成 19 年 4 月 17 日判例時報 1986 号 23 頁・金融商事判例 1274 号 43 頁、東京高判平成 20 年 3 月 12 日金融商事判例 1290 号 32 頁、最三小判平成 20 年 10 月 28 日・未公開)。

なお、本ニュースレターの執筆者は、本事案において、納税者の代理人を務めました。

1. 事案の概要

「レポ取引」という用語は様々な意味で用いられますが、本件訴訟で問題となった「レポ取引」は、欧米の金融市場において「Master Repurchase Agreement」「Global Master Repurchase Agreement」という統一的な標準契約書式に基づいて、米国及び英国の金融市場で行われた取引でした。本件は、このようなレポ取引に、日本の税務当局が源泉徴収税を課せようとし、納税者がこれを争ったものです。

上記の基本契約書における「レポ取引」では、有価証券(本件では米国債とドイツ国債)を売却すると同時に、当該有価証券と同種・同量の有価証券を、将来一定の価格で買い戻すことが約定されます。買い戻す価格は、通常、当初の売却価格よりも高く設定されますので、課税当局は、この当初の売却価格と買い戻し価格の差額(差益)につき、当初の売却から買い戻しまでの期間に発生する利子と同視して、所得税法 161 条 6 号の「貸付金(これに準ずるものを含む。)」の「利子」に当たるとし、所得税法 212 条に

より、このような差額の支払者には、源泉徴収義務があるとなりました。

2. 本件訴訟の争点と裁判所による認定

本件訴訟では様々な争点について争われました。具体的には、①所得税法 161 条 6 号の「貸付金(これに準ずるものを含む。)」の「利子」(所得税法 161 条 6 号)の解釈、②所得税法 212 条の「支払をする者」の解釈、③納税者の米国現地法人の恒久的施設該当性その他です。しかし、裁判所は、①の争点において税務当局の主張を誤りとし、そのみで本件の課税を違法と判断しましたので、①の争点以外については、裁判所は判断を示していません。従って、以下では、①の争点についての裁判所の判断のみ解説します。また、最高裁においては、国及び税務署長の上告受理申立てにもかかわらず、事件を上告審として受理しないとの判断をしたのみですので、以下においては、最終的な法律判断を行った東京高裁の判決を中心に紹介することにします。

(1) 所得税法 161 条 6 号の「貸付金(これに準ずるものを含む。)」の「利子」の意義

東京高裁は、租税法の解釈につき、次のような一般論を述べた東京地裁の原判決を支持することを明らかにし、租税法の解釈においては、文言解釈を重視する立場を述べました。

「法令において用いられた用語がいかなる意味を有するかを判断するに当たっては、まず、当該法文自体及び関係法令全体から用語の意味が明確に解釈できるかどうかを検討することが必要である。その上で、なお用語の意味を明確に解釈できない場合には、立法の目的、経緯、法を適用した結果の公平性、相当性等の実質的な事情を検討の上、その用語の意味を解釈するのが相当である。」

本ニュースレターの執筆者

ひろなか あきひろ
弘中 聡浩

パートナー
弁護士



もとやなぎ ゆうすけ
本柳 祐介

アソシエイト
弁護士

本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室
(電話: 03-5562-8352 E-mail: info@jurists.co.jp)

「税法の解釈において使用される用語の用法が通常の利用の用法に反する場合、当該税法が客観性を失うことになるため、納税者の予測可能性を害し、また、法的安定性をも害することになることからすれば、税法中に用いられた用語が法文上明確に定義されておらず、他の特定の法律からの借用した概念であるともいえない場合であっても、その用語は、特段の事情がない限り、言葉の通常の利用に従って解釈されるべきである。」

その上で、東京高裁は、所得税法 161 条 6 号の「貸付金（これに準ずるものを含む。）」の「利子」（所得税法 161 条 6 号）の意義について、以下のとおり判示した東京地裁の原判決を支持しました。

「本件各レポ取引（正確にはこれに基づくエンド取引時における売買代金債権）が所得税法 161 条 6 号『貸付金（これに準ずるものを含む。）』に該当するか否かは、本件各レポ取引の法形式及び経済的効果を踏まえ、本件各レポ取引のエンド取引における売買代金債権が、上述したように、消費貸借契約における貸付債権とその性質、内容等がおおむね同様なし類似するか否かによって判断するのが相当である」

このように、東京高裁及び東京地裁は、本件各レポ取引に基づくエンド取引時における売買代金債権が所得税法 161 条 6 号の「貸付金（これに準ずるものを含む。）」に該当するか否かは、法形式及び経済効果の双方を検討することにより判断されるべきことを述べています。

(2) 本件レポ差額の「貸付金（これに準ずるものを含む。）」の「利子」（所得税法 161 条 6 号）該当性

東京高裁は、前記のような法解釈を踏まえながらも、「倒産隔離を達成するため、売買及び再売買という法形式を選択したことに極めて重要な意味があった」、「その処分証書たる契約書の条項においても売買及び再売買という法形式による契約類型を選択し採用することが明確に規定されている」とする東京地裁の原判決を支持し、以下のとおり、本件レポ差額は「貸付金（これに準ずるものを含む。）」の「利子」に該当しないとしました。

「金融機能的側面とともに、債券売買市場の流動性の確保も経済的機能としては考慮されるべきであり、これらを売買及び再売買という法律構成の下で実現しようとしているものであるから、私的自治の作用する取引関係において当事者が上記のような法律形態を選択して取引関係に入り、その法律形態に特段不合理なものがない以上、その契約関係を基本にして解釈すべき（である）。」

これは、原則として私法上の法律関係を重視すべきことを述べたものとして、これまでの裁判例の立場を踏襲するものといえます。

また、課税当局は、レポ取引の基本契約書においては、取引対象債券の価格変動等によるリスクに備えるためのいわゆるリスクコントロール条項が設けられており、このことから、レポ取引の金融的取引としての性格を重視し、「貸付金（これに準ずるものを含む。）」の「利子」に当たると解すべきと主張していました。この点について、東京高裁は、

「本件各基本契約においては、マージン・コール条項等が整備され、金融的な特長を生かし一見信用の供与と見られる側面のある条項も整備されているが、これは、所有権移転構成の下で精密化されたものであって、売買及び再売買を本質とする基本的な構成には変化がないものと考えられるべきものである」

と判示し、課税当局の主張を明確に排斥しています。

3. 本件訴訟の意義

本件訴訟は、還付金の額が約 63 億円、還付加算金の額が約 17 億円という金額の大きさだけでなく、租税法規の文言の解釈という基本的な問題につき、当事者の選択した法形式を重視すべきことを、レポ取引という必ずしも従来の契約類型に当てはまらない金融取引に当てはめ、課税当局の主張を排斥したという点で、理論上も意義あるものと考えられます。また、本件判決の確定を受け、平成 21 年度税制改正において、レポ取引に係る所得の源泉所得上の分類を見直す動きも出ています。

当事務所は、旧興銀税務訴訟、東京都外形標準課税訴訟をはじめ、税務争訟・訴訟において多数の実績を上げ、現在も複数の移転価格案件、国際金融取引に関する大型税務訴訟等において、クライアントに助言しています。本ニューズレターは、当事務所に所属し、国内・国際取引に関わる税務訴訟・争訟・税務アドバイスを携わる弁護士・税理士から構成されるビジネス・タックス・ロー研究会により定期的に発行される予定です。当事務所のビジネス・タックス・ロー研究会は、当事務所の弁護士・税理士が、クライアントに対しより一層的確なサービスを提供できるよう、税務に関する最新の情報・ノウハウを共有・蓄積するとともに、ビジネス・ローに関する最新の情報を発信することを目的として活動しています。

(当事務所の連絡先) 〒107-6029 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル(総合受付 28 階)
電話 : 03-5562-8500(代) FAX : 03-5561-9711~9714
E-mail : info@jurists.co.jp URL : http://www.jurists.co.jp/ja/